

都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合の基準について

◎ 趣旨

地方分権改革の推進に伴い、都市公園法施行令（以下「政令」という。）が改正され、「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の当該公園の敷地面積に対する割合」（以下「運動施設率」という。）の基準について、各地方公共団体が国の基準を参酌し、条例で定めることとなったことから、本市で定める基準の方針について意見を伺うものである。

1 政令の改正の背景及び概要

- ・都市公園については、一般の人が自由に休息、散策等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があるため、これまで国において、運動施設率については、「100分の50を超えてはならない」と基準を定めてきた。（参考 政令第8条第1項）

- ・一方、国の基準による制約の中で、既存の運動施設のバリアフリー化や国際基準に対応するための改修、運動施設の新築などにより運動施設の敷地面積が増加する場合など、地域の実情や社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じてきた。

- ・このような経緯から、運動施設率の基準について、地方から国に対し規制緩和に関する提案がなされ、それを受け、今年、政令が改正され、各地方公共団体は国の基準を参酌し、運動施設率の基準を改正令の施行日（平成29年6月15日）から1年以内に条例で定めることとなった。

（関係法令）

「都市公園法」（昭和31年4月20日法律第79号）

「都市公園法施行令」（昭和31年9月11日政令第290号）

※「運動施設」について

野球場、サッカー場などの運動場や、これらに附属する観覧席、更衣所、控室、その他これらに類する工作物などをいう。（参考 政令第5条第4項第1号）

2 本市の整備状況

- ・本市では、運動施設率は100分の50を超えてはならないとする国の基準に従い、都市公園が市民の憩いの場となるよう緑とオープンスペースを確保するとともに、市民がスポーツに親しみ豊かさや潤いを実感できるよう、計画的に都市公園（宇都宮駅東公園、清原中央公園、道場宿緑地など15公園）内に野球場やサッカー場、プールなどの運動施設を整備してきた。

・市内には、市と県で設置した運動施設があり、市民の利用をはじめ、野球やサッカーなど様々なスポーツの全国規模の大会の開催が可能であるなど、既存の運動施設で十分利用ニーズに対応できている。

・運動施設については、スロープの設置などバリアフリー化を行っている。また、今後、既存の運動施設の改修に伴い、バリアフリー化を実施する場合であっても、運動施設率は、100分の50の範囲内で整備することが可能である。

3 条例で定める運動施設率の基準

(1) 基準

本市で定める運動施設率の基準については、100分の50を超えてはならないものとする。

(2) 理由

本市の運動施設の整備状況等を踏まえ、運動施設率については、100分の50の範囲内で運動施設や都市公園として、それぞれの機能や役割が十分に果たされることから、国の基準を参酌し、本市の基準として採用するもの。

※その他

・本条例の制定は、市民に義務を課し、権利を制限するものではないことや、これまでどおりの基準を採用することから、市民生活へ直接影響は生じないため、パブリックコメントは実施しないものとする。

・なお、将来、社会状況等の変化により、定める基準を上回る運動施設の整備の必要性が生じた場合には、改めて基準の見直しについて検討するものとする。

4 今後のスケジュール

平成30年3月 議会への議案付議

平成30年4月1日 条例施行（予定）

都市公園法施行令（抜粋）

（公園施設の種類）

第五条

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

改正前（公園施設に関する制限等）

第八条 一の都市公園の設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園内の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。

改正後（公園施設に関する制限等）

第八条 一の都市公園の設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園内の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

この政令は、平成二十九年六月十五日より施行する。